

特定非営利活動 TFG 理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 TFG（以下「当法人」という。）の定款第15条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、当法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(他の理事)

第5条 専務理事の職務権限は、法令、当法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（理事の職務権限）

項目	決裁権者	
	理事長	その他の理事
事業計画案及び予算案の作成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関するこ と	○	
規程案の作成に関すること	○	
1件10万円以上の支出に関すること	○	
外部に対する文書発簡	○	
渉外に関すること	○	○